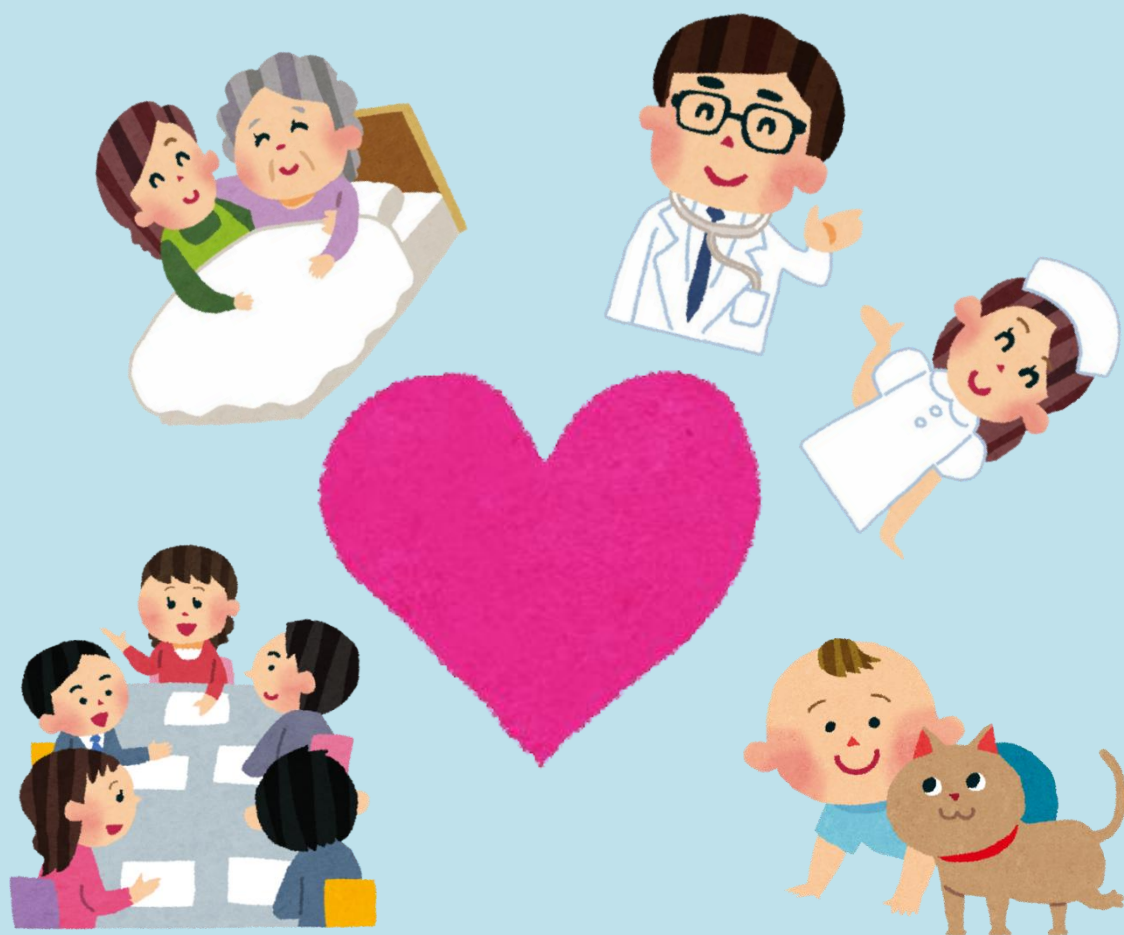


平成26年度
佐久市在宅医療・介護の連携体制推進事業

『顔の見える』多職種連携体制構築のための
事業所間の交流研修プロジェクト
開始のお知らせ




佐久市は、長野県地域医療再生計画により平成25年度から27年度にかけて、「在宅医療連携拠点事業」実施自治体として採択されました。これを受け市では、佐久地域における医療と介護の連携推進に向け、佐久市在宅医療・介護の連携体制推進事業を実施しております。

佐久総合病院は、本事業について、佐久市より事業委託を受けて取り組んでおります。


I. 事業所間の交流研修プロジェクトの目的

地域で働く職種間において「顔の見える関係」を構築する。

- 多職種、多事業所の仕事内容を知る
- 地域で一緒に働いている「人」を知る
- 事業者間の相互理解が深まる



地域には
どんな施設が
あるのかしら？



あの事業所
にはどんな人
が働いている
のかしら？

地域包括支
援センターっ
てどんな相談
ができるのか
なあ？

利用者が
受診する時は、
病院の誰に
連絡をとれば
良いの？

介護保険サー
ビスってどのよ
うに提供されて
いるのだろう？

職種間の交流
が持てると良
いのになあ...

II.事業所間の交流研修プロジェクトにご参加いただくにあたって

1. 今年度も交流研修プロジェクトを実施することとなりました。このプロジェクトは、佐久市でご活躍されている各事業所皆様の、任意のご協力・ご参加のもと実施しております。強制ではありませんが、佐久市の医療と介護の連携推進のため、ご協力・ご参加いただければ幸いです。
2. 地域にある多くの事業所に、研修の受け入れ及び派遣事業所としてご参加いただくことで交流が活発となり、連携が促進され、研修プロジェクトがより良いものに発展していければと思います。なお、研修受け入れのみのご参加、研修者の派遣のみのご参加でも構いません。
3. 交流研修プロジェクトにご参加いただける事業所におきましては、交流研修の担当者（連絡担当者）を決めていただきますようお願いいたします。
4. 研修時間は、研修受け入れ事業所の**日勤時間帯**としています。
5. 研修は**各事業所の職員に同行して見学する**ものとします。研修者が研修先事業所において業務を担うことがないようご配慮下さい。
6. 本事業は、事業所単位での参加を基本としており、個人での参加は受け付けておりません。
7. 交流研修プロジェクトに**ご参加いただく事業所種別の制限はございません。**
8. 研修受け入れ事業所には研修者受け入れ1人当たり4000円（半日の場合は2000円）、研修者派遣事業所には研修者派遣1人あたり4000円（半日の場合は2000円）を、年度末に各事業所単位でまとめて研修手当としてお支払いさせていただきます。**※事業母体が同じ事業所間での交流ではお金は発生しません。**
9. 事故防止に努めてください。なお、本事業より研修者のケガなどの事故（研修中の交通事故など）に対しては保険に加入しておりますが、研修中の利用者に対する事故に関しては保険適用にはなりません。万が一、事故が発生した場合には、委託事務局まですぐにご連絡ください。



Ⅲ.研修受け入れ事業所としてご参加いただくにあたって

1. 研修受け入れ事業所としての参加にあたって、特別な研修プログラムをご用意していただく必要はございません。日々の通常業務の中で、各事業所のスタッフ1名に研修者1名を1日同行させていただきプログラムを基本的に考えています。
2. 1日の研修の流れは以下の研修項目を参考にして、各事業所での調整をお願いいたします。

- ✓ 朝の集まりで事業所スタッフに対して、研修者の自己紹介
- ✓ ミーティング等に参加して、午前の業務に同行
- ✓ 昼食は事業所スタッフと一緒にとり、5分ほどの振り返り
- ✓ 午後の業務に同行
- ✓ 研修終了にあたって5分ほど振り返り
- ✓ 事業所スタッフに対して、研修者からお礼の挨拶

3. 研修受け入れ可能な日程につきましては、佐久市在宅医療・介護の連携体制推進事業事務局より郵送にてお問い合わせをさせていただきます。少ない日程でも構いませんし、随時の日程変更も承ります。いただきました日程を取りまとめ、「交流研修受け入れ事業所の日程一覧」を作成し、交流研修申込みの際に使用させていただきます。
4. 同行研修において、各事業所のスタッフ1名に対しては、研修者1名の同行をお願いします（複数名の研修者がつくことのないようお願いします）。

Ⅳ.研修者派遣事業所としてご参加いただくにあたって

1. 研修者は各事業所の勤務扱いとして交流研修へ参加するようお願いします。勤務扱いでない場合に万が一事故があると、各事業所におけるの労災等の対応ができないこととなります。
2. 交流研修で知り得た利用者様に関わる個人情報に対して、研修者には守秘義務を遵守するようご指導をお願いします。
3. 研修者には交流研修終了後に、研修報告書を提出していただきます。研修報告書の提出をもって、交流研修終了とし、年度末に手当をお支払いさせていただきます。なお、研修報告書は匿名化して年度末に冊子としてまとめ、ご協力いただいた各事業所に送付させていただきます。
4. 研修者の職種は問いません。
5. 研修者は各事業所の名札を必ず持参して研修を受けるようお願いします。

V. 交流研修の流れ

① 交流研修の申込み

FAX (82-7846) にて申し込みをお願いします

- 「交流研修受け入れ事業所一覧」を各事業所に郵送すると同時に、佐久総合病院の在宅医療連携拠点事業ホームページ上にも掲載致します。その中から研修希望施設を選んでいただき、FAXにて研修申込みをしていただきます。
- 交流研修は1日研修もしくは半日研修のどちらかを選んでいただきますが、顔の見える関係構築のために1日研修をお勧めしています。
- 研修希望日は調整をスムーズに行うため、できる限り複数ご記入下さい。

② 研修日程の調整・連絡

- 研修申込みがあると、事務局から研修受け入れ事業所に連絡を行います。そこで最終的な日程調整を行い、研修日を決定します。
- 研修日が決定すると事務局より研修者派遣事業所に研修日程を連絡します。

③ 研修の実施

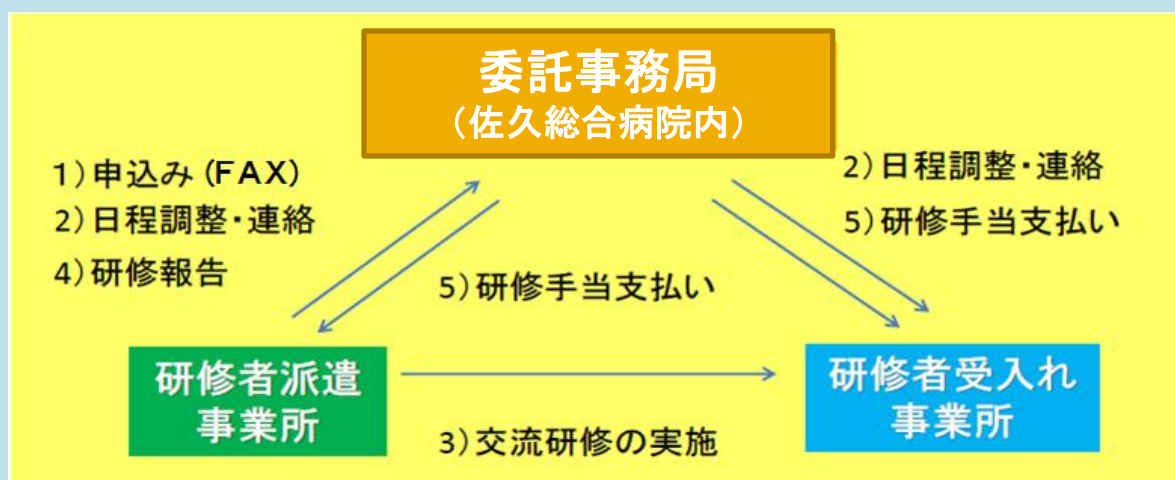
- 研修受け入れ事業所において研修を実施。

④ 研修報告書の作成・提出

- 交流研修終了後には研修報告書を提出していただきます。
- 報告書の雛形は佐久総合病院の在宅医療連携拠点事業ホームページよりダウンロードできます。
- 報告書の提出は、事務局までFAX (82-7846) にてお願いします。

⑤ 研修手当の支払い

- 研修手当は年度末に事業所単位でまとめ、お支払いさせていただきます。



VI.その他

- ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡をお願いします。
- 各事業所のご要望には随時、対応させていただきます。
- 佐久市在宅医療・介護の連携体制推進事業や事業所間の交流研修プロジェクトについて、ご意見・ご要望・ご感想などありましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。地域の事業所の皆様の声によって本事業がより良いものに発展し、佐久市において在宅医療・在宅ケアを受けながら安心して自分らしく生活される方が増えていくことと信じております。



事業委託者 佐久市
委託先事業所 佐久総合病院

【問い合わせ先】（佐久総合病院内）

委託事務局 責任者：小松 裕和

担当：小林・千野・草間

TEL82-3131（内線403または324）/Fax82-7846

e-mail zaitaku@sakuhp.or.jp